

基本原則の一部改訂に伴う残留基準設定について

1. 現状

今般、「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を一部改訂し、「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」（令和3年3月11日農薬・動物用医薬品部会）（以下「設定方針」という。）をとりまとめたところである。

ミツバチが蜜や花粉を収集する際には、農薬等に直接的又は間接的に暴露されることがあり、農薬等がはちみつに微量に含まれる可能性がある。欧州委員会では、はちみつについて、消費者に対して安全な基準値を設定するため、必要なデータと適切な基準値を設定する方法に関するガイドラインが公表されているところであり、我が国における設定方針のとりまとめはこれも踏まえたものである。

2. 検討事項

設定方針がとりまとめられたことを踏まえ、以下の考え方に基づき、はちみつに別紙1のとおり規格基準を設定する。

- ・ 蜜を生成する主な食用作物（果実類、ナッツ類等）において、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 A 食品一般の成分規格の6(1)で、個別に残留基準値が設定されている農薬等を対象とする。
- ・ 対象となる農薬等はいずれも、過去に食品安全委員会で食品健康影響評価が行われ、許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価結果が通知されており、直近の評価結果において、ARfDが「設定の必要なし」とされたものとする。
- ・ 設定方針の1(2)①に基づき、はちみつを対象とする公示試験法の有無等を踏まえ、既定値（0.05 ppm）又は定量限界値（LOQ）を残留基準値として設定する。

なお、今般設定するはちみつの規格基準における残留の規制対象物質は、畜産物の規制対象物質が定められている農薬等は畜産物の規制対象物質と同じとし、定められていない農薬等は農産物の規制対象物質と同じとする。

3. ADI 及び ARfD の評価

今般の規格基準設定の対象となる農薬等に関して、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた過去の直近の食品健康影響評価において、ADI は別紙2のとおり、ARfD はいずれも設定の必要なしと評価されている。

4. 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量の ADI に対する比は、別紙3のとおり。推定摂取量の試算は、はちみつについては設定方針の2に基づき基準値案を用いて行い、その他の食品については過去の直近の本部会報告における暴露評価に基づき行った。はちみつからの各農薬等の1日当たりの推定摂取量の ADI に対する比は、いずれも0.05%未満であった。

5. 今後の取扱い

当該規格基準の設定について、食品安全委員会に意見聴取する。

「はちみつ」の基準値案

品目名	基準値案 (ppm)
アシノナピル	0.05
アミスルブロム	0.05
アメトクトラジン	0.05
イマザビル	0.05
エトキサゾール	0.05
オキサチアピプロリン	0.05
カスガマイシン	0.05
グリホサート	0.05
クロラントラニリプロール	0.05
クロルフルアズロン	0.05
シアゾファミド	0.05
シエノピラフェン	0.05
シクラニリプロール	0.05
シフルフェナミド	0.05
ジフルベンズロン	0.01
シフルメトフェン	0.05
スピネトラム	0.05
スピノサド	0.01
ゾキサミド	0.05
テトラニリプロール	0.05
ピカルブトラゾクス	0.05
ピラジフルミド	0.05
ピリオフェノン	0.05
ピロキサスルホン	0.05
フェンピコキサミド	0.05
フェンヘキサミド	0.01
フルオキサストロビン	0.05
フルキサメタミド	0.05
フルチアニル	0.05
フルトラニル	0.05
プロフラニリド	0.05
プロヘキサジオンカルシウム塩	0.05
ヘキシチアゾクス	0.05
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.05
マンジプロパミド	0.05
マンデストロビン	0.05
メソトリオン	0.05
メチルテトラプロール	0.05
メトラフェノン	0.05
メフェントリフルコナゾール	0.05

現行では、いずれの品目も「はちみつ」に基準値は設定されていない。

ジフルベンズロン、スピノサド及びフェンヘキサミドについては、公示試験法におけるはちみつ固有の定量限界値を踏まえ基準値案を設定した。

直近の食品健康影響評価において設定されたADI

品目名	ADI (mg/kg体重/day)
アシノナピル	0.04
アミスルブロム	0.1
アメトクトラジン	2.7
イマザピル	2.8
エトキサゾール	0.04
オキサチアピプロリン	3.4
カスガマイシン	0.094
グリホサート	1
クロラントラニリプロール	1.5
クロルフルアズロン	0.033
シアゾファミド	0.17
シエノピラフェン	0.05
シクラニリプロール	0.012
シフルフェナミド	0.041
ジフルベンズロン	0.02
シフルメトフェン	0.092
スピネトラム	0.024
スピノサド	0.024
ゾキサミド	0.47
テトラニリプロール	0.88
ピカルブトラゾクス	0.023
ピラジフルミド	0.021
ピリオフェノン	0.091
ピロキサスルホン	0.02
フェンピコキサミド	0.32
フェンヘキサミド	0.17
フルオキサストロビン	0.015
フルキサメタミド	0.0085
フルチアニル	2.4
フルトラニル	0.087
プロフラニリド	0.017
プロヘキサジオンカルシウム塩	0.2
ヘキシチアゾクス	0.028
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.069
マンジプロパミド	0.05
マンデストロビン	0.19
メソトリオン	0.003
メチルテトラプロール	2.5
メトラフェノン	0.24
メフェントリフルコナゾール	0.035

推定摂取量の対ADI比

品目名	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
アミノナビル	14.4%	2.8%	28.1%	8.5%	9.5%	2.2%	18.8%	3.4%
アミスルブロム	27.6%	11.4%	43.0%	17.1%	26.3%	11.1%	33.5%	13.9%
アメトクトラジン	3.4%	0.9%	4.8%	1.3%	3.1%	0.9%	4.0%	1.0%
イマザビル	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%
エトキサゾール	12.8%	8.6%	14.4%	7.9%	7.1%	4.9%	18.1%	12.0%
オキサチアピプロリン	0.6%	0.1%	0.8%	0.2%	0.5%	0.1%	0.7%	0.1%
カスガマイシン	3.4%	0.7%	6.3%	1.4%	2.9%	0.6%	3.8%	0.8%
グリホサート	7.1%	1.4%	17.0%	3.2%	7.4%	1.4%	6.7%	1.4%
クロラントラニリプロール	5.0%	1.5%	9.6%	2.6%	4.9%	1.4%	5.5%	1.7%
クロルフルアズロン	16.9%	3.9%	33.8%	10.6%	14.1%	3.5%	19.8%	4.3%
シアゾファミド	17.7%	5.8%	28.4%	9.1%	17.4%	5.8%	21.0%	7.0%
シエノピラフェン	26.6%	4.0%	40.0%	10.2%	18.2%	3.3%	35.6%	5.2%
シクラニリプロール		29.9%		42.7%		27.5%		37.3%
シフルフェナミド	3.6%	1.0%	8.8%	2.5%	3.7%	1.2%	4.0%	1.1%
ジフルベンズロン		8.2%		19.3%		6.7%		9.4%
シフルメトフェン	43.1%	22.9%	75.4%	39.9%	30.9%	16.5%	49.8%	25.5%
スピネトラム		30.2%		45.2%		27.4%		38.0%
スピノサド		26.4%		50.2%		24.8%		26.7%
ゾキサミド	0.9%	0.1%	1.9%	0.3%	1.0%	0.2%	1.0%	0.1%
テトラニリプロール	2.2%	0.8%	2.7%	1.0%	1.7%	0.7%	2.6%	0.9%
ピカルブトラゾクス		20.6%		29.7%		20.4%		24.5%
ピラジフルミド		21.3%		38.8%		20.7%		22.6%
ピリオフェノン	4.4%	1.3%	10.7%	3.3%	4.6%	1.4%	4.9%	1.5%
ピロキサスルホン	0.3%	0.2%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%
フェンピコキサミド	0.2%	0.0%	0.6%	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
フェンヘキサミド	17.4%	6.8%	36.3%	13.6%	16.8%	6.2%	19.8%	7.8%
フルオキサストロビン	1.4%	0.4%	6.4%	1.9%	1.2%	0.4%	1.5%	0.4%
フルキサメタミド		17.8%		29.0%		17.1%		19.2%
フルチアニル	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
フルトラニル	16.4%	4.7%	27.7%	7.7%	10.7%	3.1%	18.4%	5.2%
プロフラニリド	35.7%	8.7%	46.6%	11.1%	33.1%	8.1%	39.9%	9.8%
プロヘキサジオンカルシウム塩	1.6%	0.6%	5.1%	1.5%	1.4%	0.5%	1.8%	0.7%
ヘキシチアゾクス	19.5%	6.4%	40.9%	11.6%	16.7%	5.3%	23.9%	7.9%
ベンチアバリカルブイソプロピル	9.7%	2.3%	18.0%	4.3%	9.9%	2.5%	10.5%	2.5%
マンジプロパミド		19.2%		27.7%		17.2%		22.9%
マンデストロビン	22.0%	8.0%	33.6%	11.7%	19.4%	7.2%	26.2%	9.5%
メソトリオン	2.4%	1.1%	4.9%	2.6%	1.9%	1.1%	2.6%	1.2%
メチルテトラプロール	0.4%	0.0%	0.7%	0.2%	0.2%	0.0%	0.5%	0.1%
メトラフェノン	1.5%	0.3%	4.1%	0.7%	1.8%	0.3%	1.7%	0.3%
メフェントリフルコナゾール	14.1%	3.1%	38.1%	8.8%	14.3%	3.3%	16.0%	3.4%

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量（いずれかの区分で対ADI比が80%を超える農薬については算出せず、斜線で示した。）

EDI試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量
はちみつについては、EDI試算においても、基準値案を用いた。